

れ、一部の企業においてはその経営の合理化のために失業者の発生を見に至つたのであります。

かような情勢に対処いたしまして、強力な失業対策を樹立し、社会不安の除去と経済の安定、興隆に寄與いたしましたことは、誠に緊要なことであります。

政府におきましては、失業保険法及び職業安定法の改正と相俟つて、ここに本法案を提出する次第でござります。

次に、この法律案の概要を御説明いたしたいと存じます。

先ず第一点は、この法律は多数の失業者の発生に対処して、失業対策事業及び公共事業にできるだけ多数の失業者を吸收し、その生活の安定を図ることを目的とするものであります。従来行なわれて來た公共事業を失業対策事業及び公共事業の二つに分類したことであ

ります。即ち從來の公共事業の一環として実施されて來た失業應急事業を失業対策事業とし、災害復旧、道路、河川等経済安定本部の認証を要する公共的建設及び復旧の事業を公共事業として規定しているのであります。

第二点は、失業対策事業に関することでありますが、これは公共事業における失業者吸收の過去の実績に鑑み、將來の失業情勢に対処し、失業者吸收を主たる目的として、労働省の樹立する計画によつてこれを行なうこととしたのであります。而してこの法律は、將來の失業の情勢に対処し、失業救済のため失業対策事業を実施すべきことを定めると共に、その失業対策事業の性質、失業対策事業実施の準備及び具体的の実施に關し必要な規定を整備

することとしたのであります。失業対策事業は、先に述べたごとく、深刻な失業情勢に対処して実施するものでありますので、その性質として多くの労働力を使用するものであること等の要件を定め、これが実施に關しては、労働大臣は常時失業情勢の調査分析を行い、これに基き所要の失業対策事業の計画を予め樹立して置くこととなつてゐるのであります。その事業種目の決定については、公共事業の事業種目との調整等を勘案するため、経済安定本部に協議してこれを定め、將來の失業情勢に対処すべき失業対策事業の実施の準備を整備して置き、具体的な事業の施行については、労働大臣がその開始及び停止を定めることといたします。尙失業対策事業に使用する労働者は、公共職業安定所の紹介する失業者を使用することといたしております。

第三点は、公共事業に対する失業者の吸收活用の方法の規定であります。昭和二十一年五月、これについては昭和二十一年五月、昭和二十二年第一回國会におきまして、經濟緊急対策の一環として、労働者が失業した場合に、失業保険金を支給してその生活の安定を図ることを目的とする失業保険法が制定され、昭和二十一年十一月一日から施行されておりまします。爾來一年有余を経たのですが、この間におきまして、政府は関係職員を勉励いたしまして、着々と公

驗旋が行えるよういたしておるのであります。

第四点は、事業に対する監督であります。

監督ではなく、飽くまでも失業者の吸収活用の面からの労務監督に限つておるのであります。従つて罰則については全く規定がないのでありますが、ただ失業者吸收率の定められている公共事業の事業主体が理由なくその吸收率まで失業者の雇入を拒んだ場合等の請求して所要の措置を講ずるよう規定すると共に、失業対策事業については、補助金の返還等必要的監督の措置を講ずることとしておるのであります。

尚失業対策事業に使用する労働者は、公

共職業安定所の報告に基いて労働大臣が經濟安定本部総務長官に請求して所要の措置を講ずるよう規定すると共に、失業対策事業については、公共職業安定所の報告に基いて労働大臣が經濟安定本部総務長官に請求して所要の措置を講ずるよう規定すると共に、失業対策事業については、補助金の返還等必要的監督の措置を講ずることとしておるのであります。

尚失業対策事業に使用する労働者は、公

共職業安定所の報告に基いて労働大臣が經濟安定本部総務長官に請求して所要の措置を講ずるよう規定すると共に、失業対策事業については、補助金の返還等必要的監督の措置を講ずることとしておるのであります。

尚失業対策事業に使用する労働者は、公

共職業安定所の報告に基いて労働大臣が經濟安定本部総務長官に請求して所要の措置を講ずるよう規定すると共に、失業対策事業については、補助金の返還等必要的監督の措置を講ずることとしておるのであります。

尚失業対策事業に使用する労働者は、公

共職業安定所の報告に基いて労働大臣が經濟安定本部総務長官に請求して所要の措置を講ずるよう規定すると共に、失業対策事業については、補助金の返還等必要的監督の措置を講ずることとしておるのであります。

尚失業対策事業に使用する労働者は、公

以上三つの法案は、いずれも当面の大きな問題であるところの失業問題に對処すべき総合的の考え方の一つといふたまして、それ／＼関連性を持つておるのでありますから、一括して御審議を願えれば幸いと存じます。

○委員長(山田節男君) ちょっとと速記を止め……

○委員長(山田節男君) 速記の中止

○委員長(山田節男君) 速記を始め……只今鈴木労働大臣から今回提案になりました三法案について御説明がございましたが、只今労働大臣からも御依頼がありましたように、この三つの法律案は、失業問題を中心としたもので、互いに密接な関係がござりますので、この三法案を一括御審議を願うということに御異議ございませんでしようか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 異議ないものと認めまして、さように取計らいたいと存じます。まだ時間が多少ございまして、政府委員からこの三法案についての説明を聞きまして、時間の許す限りに逐條説明をして頂きたいと存じます。また時間が多少ございまして、政府委員からこの三法案についての説明を聞きまして、時間の許す限りに逐條説明をして頂きたいと存じます。恐れ入り御ざいませんでしようか。

○田村文吉君 異議はありませんか、出ておりませんでしたらば一つそれを……

○政府委員(齋藤邦吉君) 職業安定法につきましては、職業安定法の一部を改正する法律案の資料、このうしるに全部新旧両方が入つております。

○委員長(山田節男君) お手許に差上げてある資料……

○田村文吉君 全部あるようですから了解しました。

○門屋盛一君 そうしますと、審議の方法として逐條審議に入った途中において労働大臣に対する三法案を通じて質問事項が多いのですが、それはどういうふうにしたらいいのでしょうか。

○委員長(山田節男君) これは一應労働大臣から概略的な提案の説明を聞きましたから、次いで政府から逐條の説明を聽きまして、そうしてその後に逐條審議に移りたいと思います。

○門屋盛一君 逐條審議に入る前に、大体このことについて大臣に対して総括的な質問があるのですが、それはどういう機会にやりますか。

○委員長(山田節男君) 提案の理由に対する総括的な御質問ですか。

○門屋盛一君 ええ。

○委員長(山田節男君) 只今労働大臣は、先程説明されたような次第で退席されたのです。

○門屋盛一君 今日は、だから逐條審議に入つて、逐條審議のあとで総括的質問をするのか。

○委員長(山田節男君) それは労働大臣が止むを得ない事情で退席されましたが、止むを得ない三件の件を付託されました。

○田村文吉君 時間がある限りは説明を聽いたらどうですか。説明だけして置いて貰つたらいいのですが。

○竹下豊次君 時間を惜しまなければなりませんが、もう十分余りしかありませんから、もう少し落着いて承ることにしたらしいと思います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 只今門屋委員から又御提案がございましたが、これに対して御意見はございませんか。

○田村文吉君 時間がある限りは説明の御意見と、田村委員の御意見とどちらがいいですか。

○原虎一君 なつたつてそれは政府の責任ですよ。今になつてごちやく出して……

○門屋盛一君 併しこれは説明を聞くものなら聽いたらいが、説明は大分

ら、逐條の説明をお願いすることに御異議ございませんか。

詳しく書いてあつて、これを読むくらいの程度で、これ以上の説明が政府委員にあるのですか。

出席者は左の通り。

委員長 山田 节男君
理事 早川 慎一君
原虎一君
田口政五郎君
門屋盛一君
竹下 豊次君
田村文吉君
水橋 藤作君

國務大臣 鈴木 正文君
労働政務次官 宿谷 榮一君
労働事務官 齋藤 邦吉君
(職業安定局長)

政府委員
労働行政機構の一元化に関する請願(第三百三十七号)
四月八日本委員会に左の事件を付託された。

二十九日受理
第三百三十七号 昭和二十四年三月
労働行政機構の一元化に関する請願(第三百三十七号)
請願者 福岡県久留米市諒訪野
(福岡縣久留米市諒訪野
請願者 緒方時誠外二名
紹介議員 野田俊作君 矢野酉雄

現在の労働行政機構は職業行政、労政行政、労働基準監督行政に分離して、その運営の総合的統一性を欠き、労働者の福祉を増進し、職業を確保し経済の再建を図る上に著しい支障をきたすとともに、本行政の公共奉仕の趣旨にかんがみ民衆に対し、積極的便宜供與に因済なる措置を期し得られないから、労働行政の一元的運営を図るために、労働行政機関は挙げこれを縣知事にその権限を委譲するよう計られた事にその請願。

○委員長(山田節男君) お忙しい方は仕方がないとして、伺えるだけ今は伺いたいと思います。

○田村文吉君 お忙しい方は仕方がなあとは政府委員に委して帰る。この三法案をここに提案した初日から大臣が見て置きました、大臣に対する総括質問から始めたいと思うのです。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 只今門屋委員から又御提案がございましたが、これに対するものではなくて、これだけのものを提案理由の説明をして、向うに関係があると言つて大臣はさつと帰つて、我これによつて逐條的に見るべきものは見て置きました、大臣に対する総括質問から始めたいと思うのです。

○門屋盛一君 それは伺うことまで反対するのではなくて、これだけのものを提案理由の説明をして、向うに関係があると言つて大臣はさつと帰つて、我これによつて逐條的に見るべきものは見て置きました、大臣に対する総括質問から始めたいと思うのです。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 只今門屋委員から又御提案がございましたが、これに対する御意見はございませんか。

○田村文吉君 時間がある限りは説明の御意見と、田村委員の御意見とどちらがいいですか。

○原虎一君 なつたつてそれは政府の責任ですよ。今になつてごちやく出して……

○門屋盛一君 併しこれは説明を聞くものなら聽いたらいが、説明は大分いたします。

午前十一時四十六分散会

四月二十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律

失業保険法の一部を改正する法律

失業保険法の一部を改正する法律

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のよう改正する。

第四條 第一項但書中「臨時に支拂

われたもの、三箇月を超える期間」とに支拂われるもの及び第五條及び第六條を次のように改める。

第五條 保険料及び失業保険金の額

は、被保険者の賃金に基いて、これを算定する。但し、失業保険金

の額を算定する場合においては、賃金中臨時に支拂われたもの及び三箇月を超える期間ごとに支拂わ

れるものは、第十七條の二に規定する賃金の総額から、これを除くものとする。

第六條 左の各号に規定する事業主に雇用される者は、失業保険の被保険者とする。

一人以上の労働者（第三十八條の二の日雇労働者を含む。本條において以下同じ）を雇用する事業主。但し、左に掲げる事業を行うものを除く。

イ 土地の耕植、栽培採取若しくは植物の栽培、栽培採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

ロ 動物の飼育又は水産動植物の事業

の採捕若しくは養殖の事業その他畜産養蚕又は水産の事業

ハ 教育、研究又は調査の事業

ニ 病者又は虚弱者の治療、看護その他の保健衛生の事業

ホ 社会事業、司法保護事業その他の営利を目的としない事業

二 前号イからホまでに掲げる事

業を行な法人たる事業主であつて五人以上の労働者を雇用するもの。但し、この場合には、被保険者となるべき者は、その事務所に雇用される者に限る。

三 國、都道府縣、市町村その他のこれらに準ずるものであつて前各号に該当しないもの

前項の事業主は、命令の定めするところによつて、前項の規定に該当することについて、その該當

するに至つた日から起算して十日以内に、政府に届け出なければならない。

第七條中「恩給、退職料その他これらに準する」を削り、「政令」を「命令」に改める。

第八條第一項中「第六條に規定する事業所以外の事業所の事業主」を「第六條第一項の事業主以外の事業主」に、「その事業所に雇用される従業員」を「その雇用する労働者」に、同條第四項中「その事業所に雇用される従業員」を「その事業主に雇用される労働者」に改める。

第九條から第十一條までを次のように改める。

第九條 第六條第一項の事業主が同條同項の規定に該当しなくなつたときは、前條の規定による被保険者

となつたものとみなす。

（被保険者から除外される者）

前條の規定にかかるらず、左の各号の一に該当する者は、これ又被保険者としない。但し、第一号に

該当する者が第三十八條の三第一項各号の一に該当するに至つた場合

合若しくは二月の各月において十日以上若しくは六月において通算して六十日以上又は六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用されるに至つた場合、第二号中季節的業務に雇用される者が所定

の期間を超えて引き続き同一事業主に雇用されるに至つた場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き同一事業主に雇用されるに至つた場合は、この限りでない。

第一項雇労働者であつて第三十八條の三第一項各号に該当しないもの

二 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用される者又は季節的に雇用される者

三 船員保險の被保険者

四 試の雇用期間中の者

五 事業所の所在地の一定しない事業（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業を除く。）に雇用される者

（被保険者資格の取得）

第十一條 第六條第一項又は第八條の規定によつて被保険者となるべき者は、その事業主に雇用された日、第八條第一項の認可があつた

日又は前條但書の規定に該当するに至つた日（前條第一号に掲げる

者であつて二月の各月において十日以上又は六月において通算して六十日以上同一同一事業主に雇用さ

れるに至つたものについては、そ

の翌月の最初の日）から、その資格を取得する。

第十二條中「若しくは離職した日

又は第十條本文の規定に該当するに至つた日」を「又は離職した日」に改める。

第十六條中「政令」を「命令」に改め、同條に次の二項を加える。

失業の認定は、求職の申込を受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して一週間に二回ずつ、これを行なうものとする。

し、労働大臣は、必要があると認めるとときは、中央職業安定審議会の意見を聞いて、失業の認定の回数について別段の定をすることができる。

受給資格者は、左の各号の一に該当する場合は、前項の規定にかかるらず、命令の定めるところに

できる。

第十七條の次に次の三條を加え

（賃金日額）

第十七條の二 賃金日額は、被保険者の離職した月前において第十四條の被保険者期間として計算され

た最後の二月（月の末日において支拂われた賃金が、法令又は労働

協約若しくは就業規則に基く昇給前月）に支拂われた賃金の総額を六十で除して得た額とする。但

し、その二月間における後の月に

支拂われた賃金が、法令又は労働

協約若しくは就業規則に基く昇給前月）に支拂われた賃金の総額を六十で除して得た額とする。

前項の額が左の各号の額に満たないときは、賃金日額は、前項の規定にかかるらず、左の各号の額

業安定所に出頭することができないとき。

四 天災その他避けることができない事故のために公共職業安定所に出頭することができないと

き。

第十七條を次のように改める。

（失業保險金の日額）

第十七條 失業保險金の日額は、被保険者の賃金日額の百分の六十を乗じて得た額を基準とし、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める失業保險金額表における被保険者の賃金日額の属する賃金等級に應じて定められた額とする。但し、三百円を超えてはならない。

第十七條の次に次の三條を加え

（第十七條を次のように改める）

第十七條の二 賃金日額は、被保険者の離職した月前において第十四

條の被保険者期間として計算され

た最後の二月（月の末日において支拂われた賃金が、法令又は労働

協約若しくは就業規則に基く昇給前月）に支拂われた賃金の総額を六十で除して得た額とする。但

し、その二月間における後の月に

支拂われた賃金が、法令又は労働

協約若しくは就業規則に基く昇給前月）に支拂われた賃金の総額を六十で除して得た額とする。

前項の額が左の各号の額に満たないときは、賃金日額は、前項の規定にかかるらず、左の各号の額

業安定所に出頭することができないとき。

四 公共職業安定所の紹介に應じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができないとき。

三 公共職業安定所の指示した職業の補導を受けるために公共職業安定所に出頭することができないとき。

四 公共職業安定所に出頭することができないとき。

これを適用しない。

(保険料の充当)
第三十四条の三 政府は、事業主が納付した保険料額がその納付すべき保険料額を超過することを知つたときは、命令の定めるところによつて、その超過額を、その事業主に還付し、又はその保険料が納付された月の翌月から六箇月を超えない期間において納付されるべき保険料に、順次これを充当することができる。

前項の場合においては、國税徵收法(明治三十年法律第二十一号)第三十二条の六の規定を準用する。

(追徴金)

第三十四条の四 事業主が納付した保険料額がその納付すべき保険料額に満たない場合又は納付すべき期限を経過した日から起算して十四日以内に保険料を納付しない場合は、政府は、命令の定めるところによつて、追徴金を徴収する。

前項の追徴金は、左の各号に掲げる金額とする。
第二項の規定による更正によつて増加した保険料額に百分の二十五を乗じて得た額

二 第三十四条第一項に規定する場合
第三項の規定に該当する場合は、納付された保険料額又は第三十四条の二第一項若しくは同條第二項の規定によつて決定さ

れた保険料額に百分の十を乗じて得た額

三 第三十四条第二項の修正申告書を提出しなかつた場合は、第三十四条の二第一項の規定による更正によつて増加した保険料額に百分の十を乗じて得た額

前項の追徴金の徴収又は計算については、第三十六条第一項但書又は同條第二項の規定を、追徴金の納付については、第三十四条の二第三項の規定を準用する。

第三十五条第一項中「保険料」を「保険料その他この法律の規定による徴収金」に、同條第二項中「政令で定める金額」を「十円」に改める。

第三十六条を次のよう改める。

第三十六条 前條の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十七条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十八条第一項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十九条第一項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十八条第二項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十九条第二項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十八条第三項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十九条第三項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十八条第四項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十九条第四項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十八条第五項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十九条第五項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十八条第六項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十九条第六項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十八条第七項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十九条第七項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十八条第八項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

第三十九条第八項の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

労働市場の状況その他の事情に基づいて労働大臣が指定したものに雇用される者

第三十八条第六項の六 日雇労働被保險者が失業した場合において、失業の日の属する月の前二月間に、その者について通算して三十二日分の保険料

が失業した場合において、失業の日の属する月の前二月間に、その者について、通算して三十二日分の保険料が納付されているときは、保険給付として、失業保険金を支給する。

日雇労働被保險者が二月の各月において十八日以上又は六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された場合は、その翌月の最初の日から、本章の規定は、

適用区域内にある事業主の事業所に雇用される者

三 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある事業主の事業所であつて、日雇労働の

第三十八条第八項の規定による失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

(失業保険金の支給)
第三十八条第九項の規定による失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

(失業保険金の支給)
第三十八条第十項の規定による失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

(失業保険金の支給)
第三十八条第十一項の規定による失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

(失業保険金の支給)
第三十八条第十二項の規定による失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

(失業保険金の支給)
第三十八条第十三項の規定による失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

(失業保険金の支給)
第三十八条第十四項の規定による失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

(失業保険金の支給)
第三十八条第十五項の規定による失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

(失業保険金の支給)
第三十八条第十六項の規定による失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

(失業保険金の支給)
第三十八条第十七項の規定による失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

(失業保険金の支給)
第三十八条第十八項の規定による失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

(失業保険金の支給)
第三十八条第十九項の規定による失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

(失業保険金の支給)
第三十八条第二十項の規定による失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

(失業保険金の支給)
第三十八条第二十一項の規定による失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

(失業保険金の支給)
第三十八条第二十二項の規定による失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

(失業保険金の支給)
第三十八条第二十三項の規定による失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

が納付されているときは、その失業した日の属する月において、通算して十三日分を支給し、納付された保険料が三十二日分を超えるときは、三十二日分を超える四日分ごとに、十三日分の失業保険金に、一日分を加えて支給する。但し、通算して、十七日分を超えては支給しない。

前項の規定によつて支給すべき失業保険金の額は、左の各号によるものとする。

一 納付された保険料の中、第一級の保険料が三十二日分以上である者については、第一級の失業保険金の額

二 納付された保険料の中、第一級の保険料が三十二日分に満たない者については、第二級の失業保険金の額

第三十八条の六の規定に該当する者が、失業保険金の支給を受けた場合には、命令の定めるところによつて、公共職業安定所に出頭し求められた上、失業の認定を受けなければならぬ。

失業保険金は、公共職業安定所において、失業の認定を行つた日について、その日分を支給する。
失業保険金は、日雇労働被保險者が失業した日の属する月における失業の日数が、通算して七日又は継続して五日にならぬ間は、これを支給しない。

この法律施行の日から六箇月を経過した日において、過去四箇月間に徴収した保険料総額が当該期間内に支給した保険料総額の百分の百二十を超えるに至つた

場合は、労働大臣は、前項に規定する七日又は五日の期間を、六日又は四日に、過去四箇月間に支給した保険給付総額が当該期間内に徴収した保険料総額の百分の百二十を超えるに至つた場合は、九日又は六日に改めるものとする。

(給付制限)
第三十八条の十 失業保険金の支給を受けることのできる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、その日から、通算して七日間は、失業の認定及び失業保険金の支給は、これを行わない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当と認められること。
二 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び技能について行われる一般の賃金水準に比べて不當に低いとき。

三 職業安定法第二十条の規定に違反して、労働争議の発生している事業所に紹介されたとき。

四 その他正当な理由のあるとき。

失業保険金の支給を受けることができる者が、詐欺その他不正の行為によつて失業保険金の支給を受け又は受けようとしたときは、前項の追徴金の徴収又は計算について、第三十六条第一項但書又は同條第二項の規定を、その納付については、第三十四条の二第二項の規定を準用する。

(保険料の納付義務及び納付の方
法)
第三十八条の十二 事業主は、その雇用する日雇労働被保險者に賃金を支拂うほど、その者及び自己の負担する保険料を、失業保険印紙をもつて納付しなければならない。

事業主は、保険料を納付するに準用する。

(保険料額及び保険料の負担)
第三十八条の十一 保険料額は、一日につき、第一級六円、第二級五円とし、日雇労働被保險者に支拂った場合に、第一級、百六十円未満の場合は、第一級とする。

日雇労働被保險者の負担すべき保険料額は、第一級については三円、第二級については二円とし、事業主の負担すべき保険料額は、第一級及び第二級につき各々三円とする。

毎月末日において、すでに徴収した保険料額と支給した保険給付額との差額が、当該月の翌月から六箇月間に支給されるべき保険給付額の二分の一に相当する額に満たないと認められるに至つた場合において、國会の閉会又は衆議院の解散のために、保険料額変更の手続をすることができない場合であつて、緊急の必要があるときは、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見を聞いて、第一項の保険料額を変更することができる。

第三十九條 労働大臣は、失業保険料額を変更するに至つたときは、政府は、その調査に基いて、その納付すべき保険料額を決定する。

事業主が正当な事由がないと認められるにもかかわらず前條の規定による保険料額の納付を怠つたときは、政府は、命令の定めるところによつて、前項の規定によつて、決定された保険料額の百分の二十五の額の追徴金を徴収する。

前項の追徴金の徴収又は計算については、第三十六条第一項但書又は同條第二項の規定を、その納付については、第三十四条の二第二項の規定を準用する。

(帳簿の備付及び報告)
第三十八条の十四 事業主は、日雇労働被保險者を雇用した場合は、あらかじめ、職業安定審議会に規定する中央職業安定審議会の意見を聞いて、これを決定しなければならない。

中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に應ずる外、必要に應じ、失業保険事業の運営に関し、関係行政廳に建議し、又はその報告を求めることができる。

第四十一条第三項中「受給資格者若しくはその事業主であつた者」を「受給資格者その他審査の請求をした者若しくは受給資格者を雇用した者」に改め、同條第五回を削る。

第四十三条中「被保險者」を「被保険者(日雇労働被保險者を含む)」に改める。

第四十七条第一項中「失業保険金」を「失業保険金又は第二十七條に規定する移轉に要する費用」に改める。

(受給資格の調整)
第三十八条の十五 日雇労働被保險者が二月の各月において十八日以上同一事業主に雇用され、その翌月において離職した場合は、離職の日の属する月の前二月を第十四章づつ繰り下げ、第六章として次の章を加える。

第六章を第七章とし、以下順次一章ずつ繰り下げ、第六章として次の章を加える。
(第六章 諸問機関)
第六章 諸問機関

第三十九條 労働大臣は、失業保険事業の運営に関する重要な事項について、あらかじめ、職業安定審議会の意見を聞いて、これを決算しなければならない。

中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に應ずる外、必要に應じ、失業保険事業の運営に関し、関係行政廳に建議し、又はその報告を求めることができる。

第四十一条第三項中「受給資格者若しくはその事業主であつた者」を「受給資格者その他審査の請求をした者若しくは受給資格者を雇用した者」に改め、同條第五回を削る。

第四十三条中「被保險者」を「被保険者(日雇労働被保險者を含む)」に改める。

第四十七条第一項中「失業保険金」を「失業保険金又は第二十七條に規定する移轉に要する費用」に改める。

第四十九條第一項中「文書を提出させることができる。」を「文書の提出を命ぜることができる。」に改める。

第五十條中「受給資格者」を「受給資格者（第三十八條の六の規定に該当するものを含む。以下同じ。）に、文書の提出をさせ、又は出頭させることができる。」を「文書の提出又は出頭を命ぜることができる。」に改める。

第五十二條中「政令」を「命令」に改める。

第五十三條及び第五十四條を次のように改める。

第五十三條 事業主が左の各号の一に該当するときは、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六條第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

二 第八條第三項の規定に違反した場合

三 第三十三條の規定によつて被保険者の賃金から控除し、又は被保険者から徴収した被保険者が負担すべき保険料を第三十四條第一項に規定する期限までに納付しなかつた場合

四 第三十四條第一項若しくは同條第二項の規定に違反して虚偽の事項を記載した申告書若しくは修正申告書を提出し、又は修正申告書を提出しなかつた場合

五 第三十八條の十二第二項の規定に違反して失業保険印紙を貼付せず、又は消印しなかつた場合

六 第三十八條の十四の規定に違反して帳簿を備え付けず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

七 第四十九條第三項の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

八 第四十一條第二項又は第四十九條第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

九 第五十一條の規定による当該官吏の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、若しくは忌避した場合

一〇 第五十一條の規定による當該官吏の質問に対しして、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、若しくは忌避した場合

一一 第五十一條の規定による當該官吏の質問に対しして、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、若しくは忌避した場合

一二 第五十一條の規定による當該官吏の質問に対しして、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、若しくは忌避した場合

一三 第五十一條の規定による當該官吏の質問に対しして、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、若しくは忌避した場合

一四 第五十一條の規定による當該官吏の質問に対しして、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、若しくは忌避した場合

一五 第五十一條の規定による當該官吏の質問に対しして、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、若しくは忌避した場合

一六 第五十一條の規定による當該官吏の質問に対しして、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、若しくは忌避した場合

一七 第五十一條の規定による當該官吏の質問に対しして、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、若しくは忌避した場合

一八 第五十一條の規定による當該官吏の質問に対しして、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、若しくは忌避した場合

一九 第五十一條の規定による當該官吏の質問に対しして、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、若しくは忌避した場合

二〇 第五十一條の規定による當該官吏の質問に対しして、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、若しくは忌避した場合

二一 第五十一條の規定による當該官吏の質問に対しして、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、若しくは忌避した場合

二二 第五十一條の規定による當該官吏の質問に対しして、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、若しくは忌避した場合

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第三十一条から第三十四条の二及び第三十一条の四の規定は、昭和二十四年八月一日から、第三十八條の二及び第三十九條の三の規定は、昭和二十四年九月一日から、第三十八條の四から第三十八條の十五まで

八月一日から、第三十八條の二及び第三十九條の三の規定は、昭和二十四年九月一日から、第三十八條の四から第三十八條の十五まで

八月一日から、第三十八條の二及び第三十九條の三の規定は、昭和二十四年九月一日から、第三十八條の四から第三十八條の十五まで

八月一日から、第三十八條の二及び第三十九條の三の規定は、昭和二十四年九月一日では、第六條第一項の規定にかかるらず、左の各号に掲げる事業を行ふ事業主に雇用される者は、失業保険の被保険者としない。

一 土木、建築その他工作物の建設、改修、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

二 映画の製作又は映写、演劇その他の興行の事業

三 旅館、料理店、飲食店、その他接客業又は娯楽場の事業

四 事業の運営又は運送の事業

五 事業の運営又は運送の事業

六 事業の運営又は運送の事業

七 事業の運営又は運送の事業

八 事業の運営又は運送の事業

九 事業の運営又は運送の事業

一〇 事業の運営又は運送の事業

一一 事業の運営又は運送の事業

第六條第二項の規定による届出とみなす。

6 左に掲げる法令は、廃止する。

一 失業手当法（昭和二十一年政令第二百五十八号）

二 失業手当審査官及び失業手当審査会規程（昭和二十三年政令第九十二号）

三 失業保険法施行令（昭和二十一年政令第二百五十九号）

四 失業手当審査官及び失業手当審査会規程（昭和二十三年政令第九十二号）

五 失業手当金の支給に関する処分

六 失業手当金の支給に関する処分についての不服の申立てに関しては、失業手当法第十七條及び同法第二十一條の規定は、なお効力を有するものとする。

7 異業手当金の支給に関する処分についての不服の申立てに関しては、失業手当法第十七條及び同法第二十一條の規定は、なお効力を有するものとする。

8 失業手当法第十八條の失業手当審査官及び同法第十九條の失業手当審査会の職務は、第四十一條の失業手当審査会の職務は、第四十一條の失業手当審査官及び第四十三條の失業手当審査会が、それぞれ行うものとする。

9 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用に関しては、なお從前の例によるものとする。

10 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用に関しては、なお從前の例によるものとする。

11 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用に関しては、なお從前の例によるものとする。

12 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用に関しては、なお從前の例によるものとする。

13 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用に関しては、なお從前の例によるものとする。

14 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用に関しては、なお從前の例によるものとする。

15 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用に関しては、なお從前の例によるものとする。

16 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用に関しては、なお從前の例によるものとする。

吳市は元東洋一大軍港で、市民の大部分が旧海軍関係の職業に従事しているが、終戦後は連合軍関係施設の拡充並びに旧軍事施設解体作業等の土木工事によつて失業を免れていた。しかし昭和二十一年度以降連合軍の撤退に伴い失業状況は極度に深刻を極め、本年度に至つては失業者は約二万名に達した。従つて、これ等の失業者應急救済対策として昨年度から吳市が実施してきた國庫補助事業を、大幅に拡張する必要があるから、吳市の特殊事情にかんがみ特に強力な援助諸対策を講ぜられたいとの請願。

17 この法律の施行前に左の事件を付託された。

18 吳市の失業者救済應急対策に関する請願

請願者 廣島縣吳市長 鈴木術
紹介議員 佐々木鹿藏君 山田節
男君